

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 719 655">石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1402 459 1697 655">石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、<u>楽天モバイル株式会社(金沢支社)</u>、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	

現 行		修 正 案	備 考																				
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">指 定 公 共 機 関</td> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTTドコモ (北陸支社)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">指 定 公 共 機 関</td> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTTドコモ (北陸支社)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))	楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)																						
	KDDI株式会社 (北陸総支社)																						
	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																					
	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																						
	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))																						
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)																						
	KDDI株式会社 (北陸総支社)																						
	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																					
	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																						
	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))																						
	楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～2 (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化 (1)～(2) (略) (3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。 (4)～(6) (略) (7) 新たな感染症への対策 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～2 (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化 (1)～(2) (略) (3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時に、</u>要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。 (4)～(6) (略) (7) 新たな感染症への対策 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> (8) 情報通信技術の発達 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 地震災害予防計画</p> <p>【地震災害予防計画の体系】</p> <p>地震から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したうえで、必要な地震予防対策を、一丸となって講じる。</p> <p>また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</p> <p>なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ～キ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ク (略)</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 地震災害予防計画</p> <p>【地震災害予防計画の体系】</p> <p>地震から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき、必要な地震予防対策を、一丸となって講じる。</p> <p>また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</p> <p>なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発</u></p> <p><u>オ～ク (略)</u></p> <p><u>ケ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>サ (略)</u></p> <p>5～6 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1～2 (略) 3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="125 373 1010 683"> <tr> <td data-bbox="125 373 165 683">地震発生時の心得</td> <td data-bbox="165 373 1010 683"> <p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。 なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>	地震発生時の心得	<p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1～2 (略) 3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1106 373 1995 683"> <tr> <td data-bbox="1106 373 1146 683">地震発生時の心得</td> <td data-bbox="1146 373 1995 683"> <p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。 なお、市町は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u> さらに、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>	地震発生時の心得	<p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	
地震発生時の心得	<p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>					
地震発生時の心得	<p>(略) ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 避難行動要支援者は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 このため、自主防災組織は、市町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 避難行動要支援者は、地震等の災害時には、自力による避難が困難である。 このため、自主防災組織は、市町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、地震発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるように努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 県、市町及び防災関係機関等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、地震発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう</u>、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるように努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 県、市町及び防災関係機関等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、<u>地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める</u>。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、<u>被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略) (4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略) (5) (略) (6) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略) (7)～(14) (略)</p>	<p>(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略) (4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略) (5) (略) (6) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略) (7)～(14) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	<p>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の観点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 <u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 <u>また各機関が横断的に共有すべき防災情報をS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 水害予防 1～2 (略)</p> <p>3 ダムの操作 ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作規程の定めるところにより、適正な操作を行う。</p> <p>なお、洪水による<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合</u>においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>第9節 水害予防 1～2 (略)</p> <p>3 <u>ダムの操作、事前放流の取組推進</u> ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作規程の定めるところにより、適正な操作を行う。</p> <p>なお、洪水による<u>災害時</u>においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。</p> <p><u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「石川県二級水系ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>4～10 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ</u>、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な</u>指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から</u>、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、<u>災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u>防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>被災者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>被災者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>被災者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ <u>被災者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>被災者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>避難者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>避難者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>避難者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ</u>、<u>簡易トイレ</u>、<u>医薬品</u>、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1102 967 2007 1072"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県テントシート工業組合</td> <td>R 3.9.1</td> <td>076-291-2730</td> <td>076-292-0809</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ <u>避難者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>避難者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県テントシート工業組合	R 3.9.1	076-291-2730	076-292-0809	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県テントシート工業組合	R 3.9.1	076-291-2730	076-292-0809								

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。 <u>（新設）</u></p> <p>第11節 要配慮者対策 1 基本方針 震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている<u>避難者</u>への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>8 <u>情報連絡体制の整備</u> <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第11節 要配慮者対策 1 基本方針 震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、<u>難病等の患者</u>、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得ることにより</u>、または、当該市町の<u>条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</u></p> <p>市町は、市町地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携</u>の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより</u>、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など<u>避難支援等に携わる関係者</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意</u>、または、当該市町の<u>条例の定めがある場合には</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p><u>市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</u></p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした<u>避難支援プラン</u>の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p><u>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした<u>個別避難計画</u>の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p><u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>イ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</u></p> <p><u>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>エ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略）</p> <p>(8) 二次避難支援体制の整備 県は、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略） <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(8) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第13節～第14節（略）</p> <p>第15節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、地震発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第13節～第14節（略）</p> <p>第15節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、<u>精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</u></p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、地震発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 ところのケア実施体制の整備</p> <p>(1) 県 <u>(新設)</u></p> <p>ア 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」を踏まえたところのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ 県は、<u>県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備</p> <p><u>震災により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備</p> <p>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」を踏まえながら、<u>精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療</u>についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第16節～第18節（略）</p>	<p>2 ところのケア実施体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員を有する病院を石川DPAT指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。</u></p> <p>イ 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備</p> <p>(1) 県は、<u>次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u></p> <p>ア <u>医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u></p> <p>イ <u>精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u></p> <p>ウ <u>DPATの派遣機能</u></p> <p>(2) 県は、<u>震災により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u></p> <p>(3) 県は、<u>発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備</p> <p>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</u>」等を踏まえながら石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第16節～第18節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考													
<p>第19節 公共施設災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>第20節～第21節 (略)</p>	<p>第19節 公共施設災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。 (1)～(2) (略) 大規模災害時における相互連携に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1122 592 1888 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～11 (略)</p> <p>第20節～第21節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>タ～ナ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～3 (略)</p> <p>4 支援要請 (1) 支援要請の要件 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>チ 災害時における電気自動車の支援に関する協定 (本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1126 264 1935 379"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社</td> <td>R3.12.6</td> <td>076-291-5200 050-3545-6012</td> <td>076-291-0305 076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定 (本章第25節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1120 523 1935 619"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>ノ～ミ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～3 (略)</p> <p>4 支援要請 (1) 支援要請の要件 県は、地震災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ～エ（略） オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="152 1082 992 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u>なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。<u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>県及び市町、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>イ～エ（略） オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1126 1082 1966 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 避難者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>カ～ケ（略）</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>サ <u>旅館・ホテル等の活用</u> 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p><u>シ～ス</u>（略）</p>	<p>カ～ケ（略）</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</u></p> <p>サ <u>女性や子ども等の安全の配慮</u> <u>避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>シ <u>ホテル・旅館等の活用</u> 市町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、<u>ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p><u>ス～セ</u>（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない市町若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合は、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。</u></p> <p>イ <u>県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>県は、被災地区の市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u></p> <p>イ <u>県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求める。なお、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</u></p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p>	

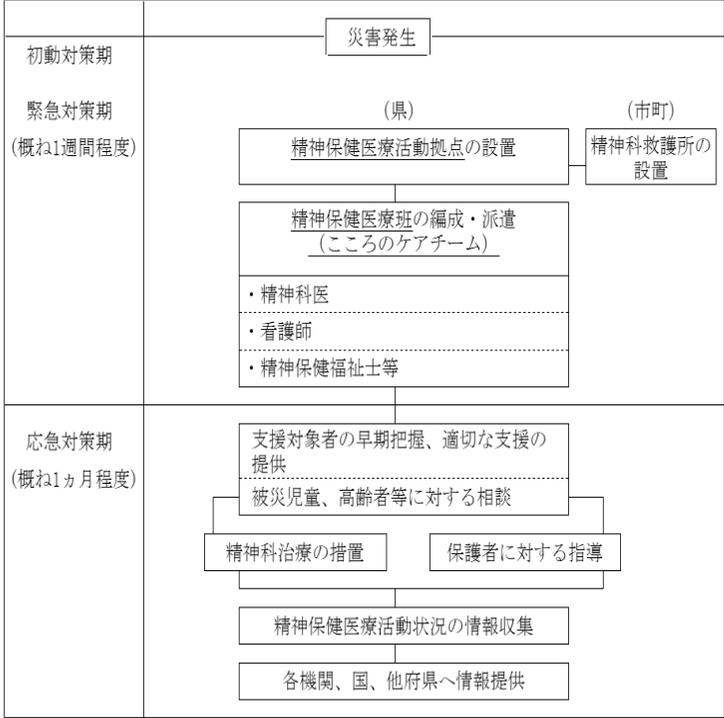
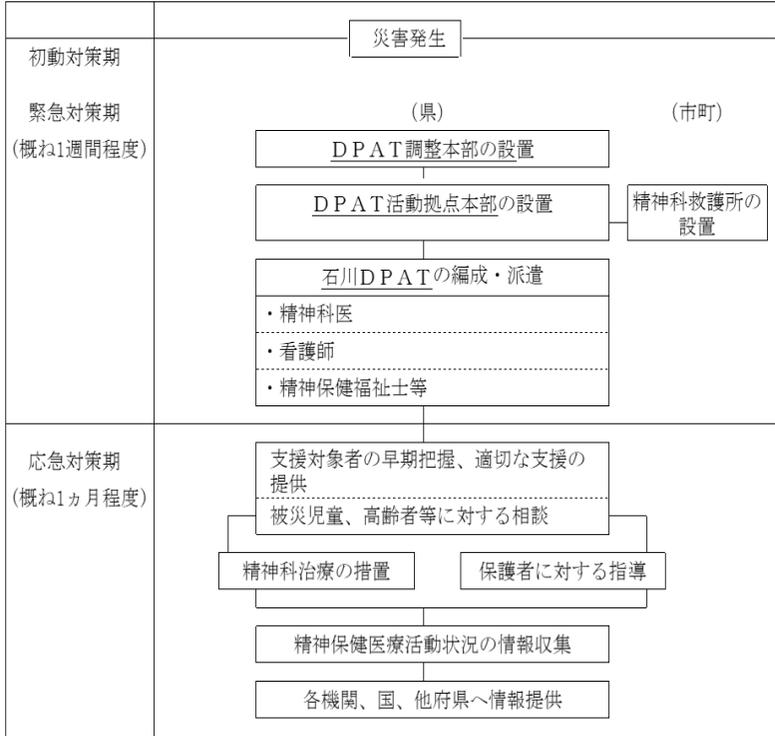
現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。</p> <p>市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>ア 被災市町は、災害の規模、<u>避難者の</u>避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる</u>。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、<u>難病等の患者</u>、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。</p> <p>市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班(こころのケアチーム)等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略)</p> <p>第12節～第15節 (略)</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制 1 基本方針 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。 2～3 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略)</p>	<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略)</p> <p>第12節～第15節 (略)</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制 1 基本方針 地震災害時に、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。 2～3 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(8) (略) 3～5 (略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略) 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>第21節～第22節 (略)</p>	<p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p><u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 560 1955 676"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(8) (略) 3～5 (略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略) 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(略) <u>災害時における電気自動車の支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 1158 1960 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>米沢電気工事株式会社</td> <td rowspan="2">R3. 12. 6</td> <td>076-291-5200</td> <td>076-291-0305</td> </tr> <tr> <td>日産自動車株式会社</td> <td>050-3545-6012</td> <td>076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>第21節～第22節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	米沢電気工事株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200	076-291-0305	日産自動車株式会社	050-3545-6012	076-221-7731	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																								
石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755																								
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892																								
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																								
石 川 県	米沢電気工事株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200	076-291-0305																								
	日産自動車株式会社		050-3545-6012	076-221-7731																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第25節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(7) (略) 5～6 (略)</p>	<p>第25節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 967 1957 1066"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) (略) 5～6 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第26節 こころのケア活動 こころのケア活動のフロー</p>  <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、<u>災害時精神保健医療活動(こころのケア)</u>が円滑に行われるよう調整を行うとともに、<u>災害時精神科医療体制(緊急入院先の確保など)</u>の調整も行う。</p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動要領</u>」を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第26節 こころのケア活動 こころのケア活動のフロー</p>  <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、<u>石川DPAT</u>が円滑に行われるよう調整を行う。</p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領</u>」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 <u>精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制</u> <u>県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</u></p> <p>4 <u>精神保健医療班活動</u> (1) <u>支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</u> <u>精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>実施体制</u> (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) <u>(新設)</u> <u>オ～カ (略)</u> (3) (略) 3～7 (略)</p> <p>第28節～第32節 (略)</p>	<p>3 <u>石川DPAT派遣体制</u> <u>県は、必要があると認められた場合、石川DPAT指定機関に対して石川DPATの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u></p> <p>4 <u>石川DPAT活動</u> (1) <u>支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</u> <u>石川DPATは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>実施体制</u> (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) <u>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を被災地へ派遣する。</u> <u>カ～キ (略)</u> (3) (略) 3～7 (略)</p> <p>第28節～第32節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関其他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。</u></p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関其他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 716 654">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1404 459 1697 654">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、<u>楽天モバイル株式会社(金沢支社)</u>、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	

現 行		修 正 案	備 考																			
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTTドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td rowspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTTドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社 (金沢支社)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 NTTドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	楽天モバイル株式会社 (金沢支社)	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
指 定 公 共 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																					
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)																						
KDDI株式会社 (北陸総支社)																						
株式会社 NTTドコモ (北陸支社)																						
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																						
ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))																						
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
指 定 公 共 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																					
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)																						
KDDI株式会社 (北陸総支社)																						
株式会社 NTTドコモ (北陸支社)																						
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																						
ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))																						
楽天モバイル株式会社 (金沢支社)																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展</p> <p>毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展</p> <p>毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時に、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>(8) 情報通信技術の発達</p> <p><u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 津波災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災知識の普及</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波ハザードマップの作成、周知 市町は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。なお、津波ハザードマップが安心マップとならない」よう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～エ (略) オ 県民及び事業所のとるべき措置 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u> カ～キ (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u> ク (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 津波災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災知識の普及</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波ハザードマップの作成、周知 市町は、県の指定する津波災害警戒区域に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。なお、津波ハザードマップが安心マップとならない」よう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～エ (略) オ <u>避難指示の発令時に県民及び事業所のとるべき措置</u> カ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> キ <u>災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発</u> ク～ケ (略) コ <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> サ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> シ (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考								
<p>地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。</p> <table border="1" data-bbox="152 256 994 456"> <tr> <td data-bbox="152 256 192 456">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="192 256 994 456"> <p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p> </td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="129 600 1012 855"> <tr> <td data-bbox="129 600 170 855">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="170 600 1012 855"> <p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</p> <p>なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>	津波発生時の心得	<p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>	津波発生時の心得	<p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。</p> <table border="1" data-bbox="1133 256 1975 456"> <tr> <td data-bbox="1133 256 1173 456">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="1173 256 1975 456"> <p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</u></p> </td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1111 600 1993 855"> <tr> <td data-bbox="1111 600 1151 855">津波発生時の心得</td> <td data-bbox="1151 600 1993 855"> <p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</p> <p>なお、市町は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>さらに、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p>	津波発生時の心得	<p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</u></p>	津波発生時の心得	<p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p>	
津波発生時の心得	<p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>									
津波発生時の心得	<p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p>									
津波発生時の心得	<p>一 般 用</p> <p>(略)</p> <p>○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</u></p>									
津波発生時の心得	<p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 <u>この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p>									

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 避難行動要支援者は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 このため、自主防災組織は、市町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。 また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。 なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p>	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 避難行動要支援者は、津波等の災害時には、自力による避難が困難である。 このため、自主防災組織は、市町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティアの活動環境として</u>、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、<u>そのための</u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう</u>、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。 また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。 なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、<u>地域の災害リスク</u>等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域の防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略) (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略) (8)～(15) (略)</p>	<p>(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域の防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在が可能となるよう</u>、他の地方公共団体との応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略) (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略) (8)～(15) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 消防力の充実、強化 1～6 (略)</p> <p>7 救助・救急体制の整備 (1) 救助資機材の整備 ア～イ (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 <u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 <u>また各機関が横断的に共有すべき防災情報をSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 消防力の充実、強化 1～6 (略)</p> <p>7 救助・救急体制の整備 (1) 救助資機材の整備 ア～イ (略) <u>ウ 津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえて</u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路</u>について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u>防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>被災者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>被災者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>被災者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ <u>被災者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>被災者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>避難者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>避難者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>避難者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ</u>、<u>簡易トイレ</u>、<u>医薬品</u>、<u>マスク</u>、<u>消毒液</u>、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 1050 2009 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県テントシート工業組合</td> <td>R3.9.1</td> <td>076-291-2730</td> <td>076-292-0809</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ <u>避難者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>避難者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809								

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 津波避難ビルの指定等 市町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。 その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。</p> <p>4 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。 (新設)</p>	<p>3 津波避難ビルの指定等 市町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。 なお、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に緊急避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。</p> <p>4 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム(DWAT)の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>9 情報連絡体制の整備 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、<u>難病等の患者</u>、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</p> <p>市町は、市町地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携</u>の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>市町地域防災計画に定めるところにより</u>、<u>消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p>市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等</p> <p>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略）</p> <p>(8) 二次避難支援体制の整備 県は、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>(9)（略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>(7) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略） <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(8) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>(9)（略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、<u>ホテル・旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 ところのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	<p>4 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う<u>とともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 ところのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、<u>精神科医療機能の低下が予想される。</u>このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 ところのケア実施体制の整備 (1) 県 <u>(新設)</u></p> <p>ア 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」を踏まえたところのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ 県は、<u>県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備 津波により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、<u>県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」を踏まえながら、<u>精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療</u>についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第16節～第17節（略）</p>	<p>2 ところのケア実施体制の整備 (1) 県 <u>ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員を有する病院を石川DPAT指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。</u></p> <p>イ 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</u>」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備 (1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。 <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ DPATの派遣機能</u></p> <p><u>(2) 県は、津波により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u></p> <p><u>(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</u>」等を踏まえながら、<u>石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療</u>についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第16節～第17節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>【津波災害に強い県土づくり】</p> <p>「津波災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。</p> <p>また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>さらに、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p>	<p>【津波災害に強い県土づくり】</p> <p>「津波災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。</p> <p>県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>さらに、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考													
<p>第19節 公共施設災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>第20章 (略)</p>	<p>第19節 公共施設災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2) (略) <u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 632 1933 751"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4.2.28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～11 (略)</p> <p>第20章 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考													
<p style="text-align: center;">第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。</p> <p>特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8（略）</p> <p>9 受援体制の確立 （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～ソ（略） <u>（新設）</u></p> <p>シ～ソ（略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。</p> <p>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、<u>発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに</u>、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8（略）</p> <p>9 受援体制の確立 （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～サ（略） <u>シ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> <u>（本章第19節「ライフライン施設の応急対策」参照）</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1206 1980 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス～タ（略）</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>タ～ナ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支援要請</p> <p>(1) 支援要請の要件</p> <p>県は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>チ 災害時における電気自動車の支援に関する協定</p> <p>(本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 264 1964 389"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社</td> <td>R3.12.6</td> <td>076-291-5200 050-3545-6012</td> <td>076-291-0305 076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</p> <p>(本章第25節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 528 1964 628"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>ノ～ミ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支援要請</p> <p>(1) 支援要請の要件</p> <p>県は、津波災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ～エ（略） オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="168 1085 1008 1452" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u>なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。<u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>県及び市町、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>イ～エ（略） オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1153 1085 1993 1452" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 避難者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>カ～ケ（略）</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>サ <u>旅館・ホテル等の活用</u> 市町は、災害の規模、<u>被災者の避難及び収容状況</u>、避難の長期化に鑑み、<u>旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>サ～ス（略）</p> <p>（２）（略）</p>	<p>カ～ケ（略）</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</u></p> <p>サ <u>女性や子ども等の安全の配慮</u> <u>避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>シ <u>ホテル・旅館等の活用</u> 市町は、災害の規模、<u>避難者の避難及び収容状況</u>、避難の長期化に鑑み、<u>ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>ス～セ（略）</p> <p>（２）（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p><u>ア 被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない市町若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ その他必要な事項については、市町地域防災計画に定めておく。</u></p> <p>(2) 県</p> <p><u>ア 被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合は、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。</u></p> <p><u>イ 県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p><u>ア 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p><u>オ 市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p><u>カ その他必要な事項については、市町地域防災計画に定めておく。</u></p> <p>(2) 県</p> <p><u>ア 県は、被災地区の市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u></p> <p><u>イ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求める。なお、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</u></p> <p><u>ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p>	

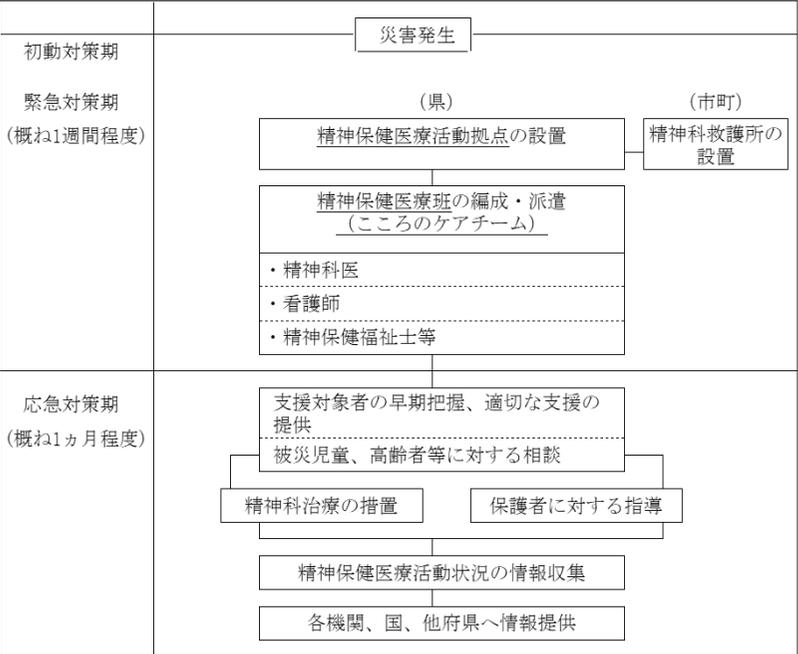
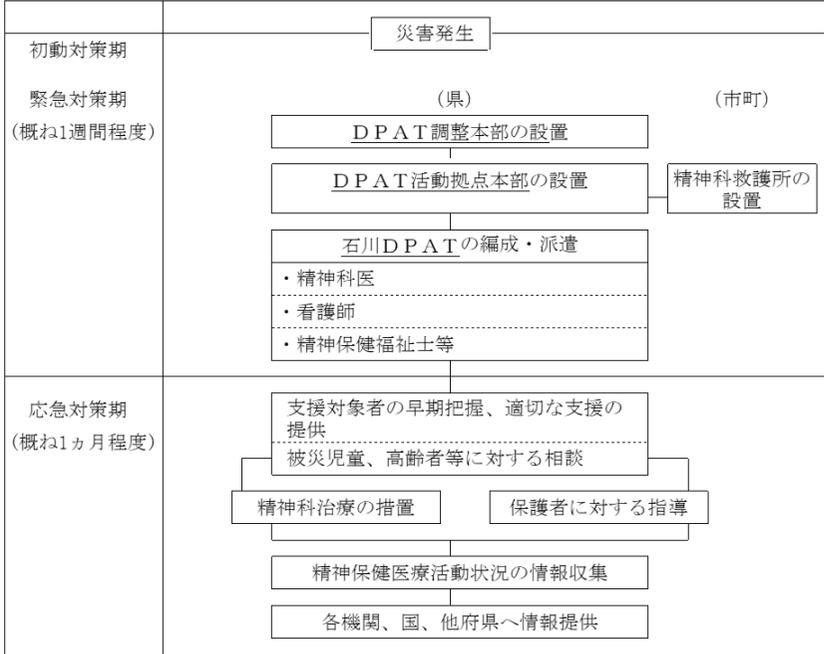
現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 要配慮者の安全確</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。</p> <p>市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>ア 被災市町は、災害の規模、<u>避難者の</u>避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる</u>。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 要配慮者の安全確</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、<u>難病等の患者</u>、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。</p> <p>市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DPAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班(こころのケアチーム)等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略) 4～12 (略)</p> <p>第12節～第15節 (略)</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制 1 基本方針 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。 2～3 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略)</p>	<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DPAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略) 4～12 (略)</p> <p>第12節～第15節 (略)</p> <p>第16節 災害警備及び交通規制 1 基本方針 津波災害時に、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。 2～3 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(8) (略) 3～5 (略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第21節～第22節 (略)</p>	<p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p><u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 555 1980 692"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(8) (略) 3～5 (略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時における電気自動車の支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 1171 1980 1299"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>米沢電気工事株式会社</td> <td rowspan="2">R3. 12. 6</td> <td>076-291-5200</td> <td>076-291-0305</td> </tr> <tr> <td>日産自動車株式会社</td> <td>050-3545-6012</td> <td>076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>第21節～第22節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	米沢電気工事株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200	076-291-0305	日産自動車株式会社	050-3545-6012	076-221-7731	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																								
石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755																								
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892																								
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																								
石 川 県	米沢電気工事株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200	076-291-0305																								
	日産自動車株式会社		050-3545-6012	076-221-7731																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第25節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(7) (略) 5～6 (略)</p>	<p>第25節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 965 1977 1066"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) (略) 5～6 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第26節 こころのケア活動 こころのケア活動のフロー</p>  <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。</p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制</p> <p>県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</p>	<p>第26節 こころのケア活動 こころのケア活動のフロー</p>  <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川DPATの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 石川DPAT派遣体制</p> <p>県は、必要があると認められた場合、石川DPAT指定機関に対して石川DPATの出動を要請し、被災地へ派遣する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 精神保健医療班活動</p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p><u>精神保健医療班</u>は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ～カ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第28節～第32節 (略)</p>	<p>4 <u>石川DPAT</u>活動</p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p><u>石川DPAT</u>は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</u></p> <p><u>カ～キ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第28節～第32節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。</u></p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 716 654">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1402 459 1695 654">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社NTTドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、株式会社NTTドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、<u>楽天モバイル株式会社(金沢支社)</u>、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p> <p>第3節 防災計画、防災会議 1～6 (略)</p>	<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p> <p>第3節 防災計画、防災会議 1～6 (略)</p>	

現 行		修 正 案	備 考																								
<p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table></td></tr></tbody> </table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))	関	<table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table>	楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)		ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))																			
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																										
KDDI株式会社 (北陸総支社)																											
株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)																											
エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																											
ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))																											
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																										
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))	関	<table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table>	楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)																	
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																										
KDDI株式会社 (北陸総支社)																											
株 式 会 社 N T T ドコモ (北陸支社)																											
エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																											
ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))																											
関	<table border="1"> <tr> <td>楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table>	楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)																									
楽天モバイル 株 式 会 社 (金沢支社)																											

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略)</p> <p>4 社会的要因とその変化 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略)</p> <p>4 社会的要因とその変化 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>(8) 情報通信技術の発達 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。</p> <p>また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い県民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県民及び事業所のとるべき措置</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。</p> <p>また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い県民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、<u>自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)</u>等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に</u>県民及び事業所のとるべき行動</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動</p> <p>キ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ク (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2節 県民及び事業者等のとるべき行動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業者等のとるべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <div data-bbox="129 940 1016 1378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> </div>	<p>エ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>オ <u>災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発</u></p> <p>カ～キ (略)</p> <p>ク <u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>サ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>シ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2節 県民及び事業者等のとるべき行動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業者等のとるべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <div data-bbox="1120 944 1993 1375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、<u>災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> </div>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</p> <p>なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県及び市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</p> <p>なお、市町は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>さらに、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>2～4（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう</u>、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、<u>地域の災害リスク</u>等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう</u>、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする</u>。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p>	<p>(13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう</u>、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする</u>。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ（略）</p> <p>(6) 受援計画の策定等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(7)～(14)（略）</p> <p>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</p> <p>市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4（略）</p> <p>5 人材確保方策</p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p>第7節（略）</p>	<p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び<u>広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ（略）</p> <p>(6) 受援計画の策定等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>(7)～(14)（略）</p> <p>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</p> <p>市町は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 人材確保方策</p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p><u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>第7節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8節 通信及び放送施設災害予防 1～2（略）</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。 さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>2（略）</p>	<p>第8節 通信及び放送施設災害予防 1～2（略）</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 <u>また各機関が横断的に共有すべき防災情報をS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努める。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。 さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、<u>メディア関係者</u>、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>2（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 ダムの操作 ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作細則の定めるところにより、適正な操作を行う。 なお、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 避難準備措置の確立 （1）（略） （2）洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定情報を提供するよう努める。 市町長は、<u>洪水予報河川、水位周知河川</u>に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。 水防管理者（市町長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>9（略）</p>	<p>3 ダムの操作、<u>事前放流の取組推進</u> ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作細則の定めるところにより、適正な操作を行う。 なお、洪水による災害時においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。 <u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「石川県二級水系ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 避難準備措置の確立 （1）（略） （2）洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定情報を提供するよう努める。 市町長は、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。 水防管理者（市町長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>9（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p>	<p>10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。<u>なお、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p> <p>また、避難所については、<u>救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</u></p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u>防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>被災者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>被災者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>被災者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ <u>被災者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>被災者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(2) 指定避難所</p> <p>ア <u>避難者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>避難者</u>を受け入れ、又は生活関連物資を<u>避難者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ</u>、<u>簡易トイレ</u>、<u>医薬品</u>、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 965 2004 1050"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県テントシート工業組合</td> <td>R3.9.1</td> <td>076-291-2730</td> <td>076-292-0809</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ <u>避難者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>避難者</u>の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809								

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。 <u>（新設）</u></p> <p>第13節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>8 <u>情報連絡体制の整備</u> <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第13節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得ることにより</u>、または、当該市町の<u>条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</u></p> <p>市町は、市町地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携</u>の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより</u>、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意</u>、または、当該市町の<u>条例の定めがある場合には</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定等 <u>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等 <u>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものととなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u> <u>イ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u> <u>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</u> <u>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u> <u>エ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略）</p> <p>(7) 二次避難支援体制の整備 県は、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>(6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 ア～ウ（略） <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(7) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。 また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>（1）県</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。</p> <p>カ～サ（略）</p> <p>（2）市町</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 市町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>キ～ク（略）</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>（1）県</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 県は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「<u>県災害時医療救護対応マニュアル</u>」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。</p> <p>カ～サ（略）</p> <p>（2）市町</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 市町は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>キ～ク（略）</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>3～5（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第16節（略）</p> <p>第17節 心のケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 県は、被災者への心のケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえた<u>心のケア活動マニュアル</u>に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ <u>県は、県心の健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第16節（略）</p> <p>第17節 心のケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、<u>精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</u></p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p><u>ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員を有する病院を石川DPAT指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。</u></p> <p><u>イ 県は、被災者への心のケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考													
<p>3 災害時精神科医療体制の整備 <u>災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPA T）の活動要領」を踏まえながら、<u>精神保健医療班（このころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>第18節～第23節（略）</p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） <u>(新設)</u></p>	<p>3 災害時精神科医療体制の整備 <u>(1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u> <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ DPA Tの派遣機能</u> <u>(2) 県は、災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u> <u>(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPA T）活動要領」等を踏まえながら、<u>石川DPA Tの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>第18節～第23節（略）</p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） <u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1342 1912 1457"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4.2.28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考
<p>7 通信施設の整備対策 (1) 電信電話 電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。</p> <p>ア 社員の動員体制 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。 (ア)～(ウ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 8～9 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。</p> <p>また、発災直後は、<u>可能な限り被害規模を早期に把握する</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～サ (略)</p>	<p>7 通信施設の整備対策 (1) 電信電話 電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。</p> <p>ア 社員の動員体制 <u>災害時</u>において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。 (ア)～(ウ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 8～9 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。</p> <p>また、<u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を</u>、発災直後は<u>被害規模の把握を</u>、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～サ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																														
<p><u>(新設)</u></p> <p>シ～ソ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>タ～ナ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p><u>シ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> (本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1140 256 1944 373"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877 076-202-6983</td> <td>076-233-8755 076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス～タ (略)</p> <p><u>チ 災害時における電気自動車の支援に関する協定</u> (本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1135 523 1883 646"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社</td> <td>R3. 12. 6</td> <td>076-291-5200 050-3545-6012</td> <td>076-291-0305 076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p><u>ネ 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u> (本章第27節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1142 782 1883 885"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>ノ～ミ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877 076-202-6983	076-233-8755 076-233-8892	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石 川 県	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877 076-202-6983	076-233-8755 076-233-8892																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石 川 県	米沢電気工事株式会社 日産自動車株式会社	R3. 12. 6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510																												

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>ア (略)</p>	<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル(危険度分布)</u>」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」等で発表される。</p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>ア (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																												
<p>イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="147 225 1025 746"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報又は 大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報又は津 波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報又は高 潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 津波警報	津波警報又は津 波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高 潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<p>イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1128 225 2007 999"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>津波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	津波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																																												
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																												
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																												
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																												
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																												
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																																												
水防活動用 津波警報	津波警報又は津 波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																																												
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高 潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																																												
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																												
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要																																																												
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	津波特別警報（大 津波警報の名称 で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される																																																												
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																																												
<p>ウ 警報等の基準 (略)</p>	<p>ウ 警報等の基準 (略)</p>																																																													

現 行

石川県警報等の発表基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月1日現在

発表官署		金沢地方気象台			
府県予報区		石川県			
一次観測区域		加賀		能登	
市町村等よりの土地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警	大雨	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	豪雨(有義深さ)	50mm			
	高潮	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	大水	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s 雪を伴う			
注	大雨	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	豪雨(有義深さ)	30mm			
	高潮	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm			
報	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				

- * 1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
- * 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

(略)

修 正 案

石川県警報等の発表基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月1日現在

発表官署		金沢地方気象台			
府県予報区		石川県			
一次観測区域		加賀		能登	
市町村等よりの土地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警	大雨	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm			
	豪雨(有義深さ)	50mm			
	高潮	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	大水	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s 雪を伴う			
注	大雨	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	豪雨(有義深さ)	30mm			
	高潮	区域内の市町村で発表の基準に到達することが予想される場合			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm			
報	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
	濃霧(夜間)	陸上 100m、海上 500m			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				

- * 1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
- * 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

(略)

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(別表2)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準
加賀北部	金沢市	犀川流域=30.6, 安原川流域=7.3, 十人川流域=8.4, 伏見川流域=12.5, 高橋川流域=9, 大野川流域=18.1, 金廣川流域=8.8, 森下川流域=19.2, 浅野川流域=20.6	十人川流域=(13, 6.2), 伏見川流域=(14, 9), 高橋川流域=(8, 8.1), 大野川流域=(8, 16.2), 浅野川流域=(12, 12.1)	手取川[鶴来]
	かほく市	宇ノ氣川流域=12.4, 大谷川流域=5.5	—	—
	津幡町	宇ノ氣川流域=28.4, 能瀬川流域=9.4, 津幡川流域=11.8, 材木川流域=10.6	—	—
	内灘町	宇ノ氣川流域=34.8, 大野川流域=23.9	—	—
加賀南部	小松市	前川流域=14, 八丁川流域=7.7, 鍋谷川流域=10.6, 湊上川流域=10.2, 栗津川流域=6.6, 西俣川流域=8.1, 宇谷川流域=7.6	宇谷川流域=(8, 6.8)	手取川[鶴来], 梯川[埴田]
	加賀市	大聖寺川流域=21.5, 三谷川流域=12.4, 熊坂川流域=7.6, 新堀川流域=20.3, 動橋川流域=20.6, 八日市川流域=5.6	大聖寺川流域=(15, 21.3), 新堀川流域=(7, 18.2), 動橋川流域=(7, 19.3), 八日市川流域=(7, 3.9)	—
	白山市	安原川流域=3.5, 高橋川流域=5.6, 平瀬川流域=6.6	—	手取川[鶴来]
	能美市	八丁川流域=4.4, 鍋谷川流域=9.7, 鐘谷川流域=4.1	—	手取川[鶴来], 梯川[埴田]
	野々市市	安原川流域=6.5, 十人川流域=6.4, 高橋川流域=10.4	高橋川流域=(8, 9.3)	手取川[鶴来]
	川北町	—	—	手取川[鶴来]
	能登北部	輪島市	町野川流域=24.5, 南志見川流域=10, 塚田川流域=6.3, 河原田川流域=21.6, 西二又川流域=8.1, 八ヶ川流域=16.4, 阿岸川流域=8.3, 南川流域=7.6, 仁岸川流域=9.8, 船屋川流域=9.6, 鳳至川流域=13.6, 浦上川流域=7.8, 神田川流域=6.1, 仁行川流域=7.3, 別所谷川流域=8.7	町野川流域=(6, 22), 塚田川流域=(6, 5.6), 河原田川流域=(6, 19.4), 八ヶ川流域=(6, 14.7), 鳳至川流域=(6, 12.2)
珠洲市	折戸川流域=7.7, 栗津川流域=6.3, 紀の川流域=6.9, 船島川流域=5.3, 金川流域=5.7, 若山川流域=14.3, 竹中川流域=9.4, 鶴岡川流域=10.4, 岡田川流域=5	—	—	
穴水町	太田川流域=6.2, 前波川流域=7.7, 女良川流域=6.1, 七海川流域=6.7, 小又川流域=6, 山王川流域=7.7, 曾福川流域=6.9, 諸橋川流域=5.1	—	—	
能登町	九重川流域=8.1, 白丸川流域=6.6, 山田川流域=13, 町野川流域=13.2, 上町川流域=14.1, 寺分川流域=7.3	町野川流域=(5, 11.8)	—	
能登南部	七尾市	熊木川流域=12, 西河内川流域=4, 河内川流域=5.9, 二宮川流域=14.6, 吉田川流域=5.5, 伊久留川流域=7.7, 日川流域=7.2, 笠師川流域=5.1, 大津川流域=5.5, 御蔵川流域=5.9, 大谷川流域=6.7, 崎山川流域=8.7, 熊淵川流域=10.4	熊木川流域=(5, 10.8), 日川流域=(7, 7), 大谷川流域=(12, 6)	—
	羽咋市	羽咋川流域=13.7, 子浦川流域=15.6, 吉崎川流域=6, 飯山川流域=8.6, 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7, 7.7)	—
	志賀町	涌見川流域=7.5, 富来川流域=12.2, 七海川流域=6.2, 養根川流域=6, 新川流域=6.9, 米町川流域=11.4, 於古川流域=9.6, 仏木川流域=3.6, 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6, 10.2)	—
	宝達志水町	前田川流域=8.2, 子浦川流域=15.1, 長者川流域=3.9, 吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7, 3.6)	—
	中能登町	二宮川流域=5.2, 石塚川流域=4.6, 長曾川流域=4.1, 久江川流域=5.8	—	—
	羽咋市	羽咋川流域=25.3, 子浦川流域=15.6, 吉崎川流域=6, 飯山川流域=8.6, 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7, 7.7)	—
	志賀町	涌見川流域=7.5, 富来川流域=12.2, 七海川流域=6.2, 養根川流域=6, 新川流域=6.9, 米町川流域=11.4, 於古川流域=9.6, 仏木川流域=3.6, 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6, 10.2)	—
宝達志水町	前田川流域=8.2, 子浦川流域=15.1, 長者川流域=3.9, 吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7, 3.6)	—	
中能登町	二宮川流域=5.2, 石塚川流域=4.6, 長曾川流域=4.1, 久江川流域=5.8	—	—	

**1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表2)洪水警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準
加賀北部	金沢市	犀川流域=30.6, 安原川流域=7.3, 十人川流域=9.1, 伏見川流域=12.5, 高橋川流域=9, 大野川流域=18.1, 金廣川流域=8.8, 森下川流域=19.2, 浅野川流域=20.6	十人川流域=(13, 6.2), 伏見川流域=(14, 9), 高橋川流域=(8, 8.1), 大野川流域=(8, 16.2), 浅野川流域=(12, 12.1)	手取川[鶴来]
	かほく市	宇ノ氣川流域=12.4, 大谷川流域=5.5	—	—
	津幡町	宇ノ氣川流域=28.4, 能瀬川流域=9.4, 津幡川流域=11.8, 材木川流域=10.6	—	—
	内灘町	宇ノ氣川流域=34.8, 大野川流域=23.9	—	—
加賀南部	小松市	前川流域=14, 八丁川流域=8.2, 鍋谷川流域=10.5, 湊上川流域=10.2, 栗津川流域=6.6, 西俣川流域=8.1, 宇谷川流域=7.6, 日川流域=9.6	宇谷川流域=(8, 6.8), 梯川流域=(8, 15.1)	手取川[鶴来], 梯川[埴田]
	加賀市	大聖寺川流域=21.5, 三谷川流域=12.4, 熊坂川流域=7.6, 新堀川流域=20.3, 動橋川流域=20.6, 八日市川流域=5.6	大聖寺川流域=(15, 21.3), 新堀川流域=(7, 18.2), 動橋川流域=(7, 19.3), 八日市川流域=(7, 3.9)	—
	白山市	安原川流域=3.5, 高橋川流域=5.6, 平瀬川流域=6.6	—	手取川[鶴来]
	能美市	八丁川流域=5, 鍋谷川流域=9.6, 鐘谷川流域=4.1	—	手取川[鶴来], 梯川[埴田]
	野々市市	安原川流域=6.5, 十人川流域=6.4, 高橋川流域=10.4	高橋川流域=(8, 9.3)	手取川[鶴来]
	川北町	—	—	手取川[鶴来]
	能登北部	輪島市	町野川流域=24.5, 南志見川流域=10, 塚田川流域=6.3, 河原田川流域=21.6, 西二又川流域=8.1, 八ヶ川流域=16.4, 阿岸川流域=8.3, 南川流域=7.6, 仁岸川流域=9.8, 船屋川流域=9.6, 鳳至川流域=13.6, 浦上川流域=7.8, 神田川流域=6.1, 仁行川流域=7.3, 別所谷川流域=8.7	町野川流域=(6, 22), 塚田川流域=(6, 5.6), 河原田川流域=(6, 19.4), 八ヶ川流域=(6, 14.7), 鳳至川流域=(6, 12.2)
珠洲市	折戸川流域=7.7, 栗津川流域=6.3, 紀の川流域=6.9, 船島川流域=5.3, 金川流域=5.7, 若山川流域=14.3, 竹中川流域=9.4, 鶴岡川流域=10.4, 岡田川流域=5	—	—	
穴水町	太田川流域=6.2, 前波川流域=7.7, 女良川流域=6.1, 七海川流域=6.7, 小又川流域=6, 山王川流域=7.7, 曾福川流域=6.9, 諸橋川流域=5.1	—	—	
能登町	九重川流域=8.1, 白丸川流域=6.6, 山田川流域=13, 町野川流域=13.2, 上町川流域=14.1, 寺分川流域=7.3	町野川流域=(5, 11.8)	—	
能登南部	七尾市	熊木川流域=12, 西河内川流域=4, 河内川流域=5.9, 二宮川流域=14.6, 吉田川流域=5.5, 伊久留川流域=7.7, 日川流域=7.2, 笠師川流域=5.1, 大津川流域=5.5, 御蔵川流域=5.9, 大谷川流域=6.7, 崎山川流域=8.7, 熊淵川流域=10.4	熊木川流域=(5, 10.8), 日川流域=(7, 7), 大谷川流域=(12, 6)	—
	羽咋市	羽咋川流域=25.3, 子浦川流域=15.6, 吉崎川流域=6, 飯山川流域=8.6, 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7, 7.7)	—
	志賀町	涌見川流域=7.5, 富来川流域=12.2, 七海川流域=6.2, 養根川流域=6, 新川流域=6.9, 米町川流域=11.4, 於古川流域=9.6, 仏木川流域=3.6, 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6, 10.2)	—
	宝達志水町	前田川流域=8.2, 子浦川流域=15.1, 長者川流域=3.9, 吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7, 3.6)	—
	中能登町	二宮川流域=5.2, 石塚川流域=4.6, 長曾川流域=4.1, 久江川流域=5.8	—	—
	羽咋市	羽咋川流域=25.3, 子浦川流域=15.6, 吉崎川流域=6, 飯山川流域=8.6, 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7, 7.7)	—
	志賀町	涌見川流域=7.5, 富来川流域=12.2, 七海川流域=6.2, 養根川流域=6, 新川流域=6.9, 米町川流域=11.4, 於古川流域=9.6, 仏木川流域=3.6, 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6, 10.2)	—
宝達志水町	前田川流域=8.2, 子浦川流域=15.1, 長者川流域=3.9, 吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7, 3.6)	—	
中能登町	二宮川流域=5.2, 石塚川流域=4.6, 長曾川流域=4.1, 久江川流域=5.8	—	—	

**1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

現 行

(別表3)大雨注意報基準

令和2年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	8	86
	かほく市	8	102
	津幡町	10	85
	内灘町	9	104
加賀南部	小松市	10	89
	加賀市	6	81
	白山市	8	83
	能美市	10	83
	野々市市	10	105
	川北町	7	101
能登北部	輪島市	7	73
	珠洲市	9	77
	穴水町	9	77
	能登町	7	74
能登南部	七尾市	6	81
	羽咋市	8	85
	志賀町	5	95
	宝達志水町	6	78
	中能登町	7	81

修 正 案

(別表3)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	8	85
	かほく市	8	100
	津幡町	10	84
	内灘町	9	103
加賀南部	小松市	10	89
	加賀市	6	81
	白山市	8	83
	能美市	10	83
	野々市市	10	114
	川北町	7	114
能登北部	輪島市	7	72
	珠洲市	9	76
	穴水町	9	76
	能登町	7	73
能登南部	七尾市	6	81
	羽咋市	8	85
	志賀町	5	95
	宝達志水町	6	78
	中能登町	7	81

備 考

現 行

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月8日現在

Table with 5 columns: 市町村等名, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準**, 指定河川洪水水準による基準. Rows include 加賀北部, 加賀南部, 能登北部, 能登南部, etc.

** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

修 正 案

(別表4)洪水注意報基準

令和3年6月8日現在

Table with 5 columns: 市町村等名, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準**, 指定河川洪水水準による基準. Rows include 加賀北部, 加賀南部, 能登北部, 能登南部, etc.

** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

備 考

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(略)</p> <p>(別表6)大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1" data-bbox="100 263 1030 842"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<p>(略)</p> <p>(別表6)キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</p> <p>キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1081 263 2018 853"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うすい紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	種類	概要	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。	
種類	概要																					
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																					
種類	概要																					
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、<u>明日までの期間に</u> [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>4～5（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 (略)</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" data-bbox="159 517 987 1034"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 (略)</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" data-bbox="1144 517 1973 1107"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要のあることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要のあることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
種 類	標 題	概 要																								
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																								
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																									
種 類	標 題	概 要																								
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要のあることを示す警戒レベル5に相当。																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																								
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																									

現 行		修 正 案		備 考		
8 噴火警報等 (1) 噴火警報・予報 ア～イ (略) ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等 白山の噴火警戒レベル		8 噴火警報等 (1) 噴火警報・予報 ア～イ (略) ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等 白山の噴火警戒レベル				
種類	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に切迫している。あるいは到達。 【過去事例】事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される可能性が高まっている。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】事例なし
警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から4km程度まで噴石を飛散する噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、溶岩ドーム形成 1554～56年；マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで噴石を飛散する噴火が発生、または予想される。 【過去事例】1042年噴火：翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】2005年：地震活動活発 2011年3月：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発
種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドーム形成 1554～56年；マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】1042年噴火：翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月：地震活動活発
注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。 注) 火口とは想定火口域をいう。 ※各レベルにおける具体的な規制範囲等については白山市の地域防災計画等で定められる。						
注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。 注) 火口とは想定火口域をいう。 ※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められる。						

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>9 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、<u>実際に確認することができる</u>。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(2) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</p> <p><u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>9 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 補足情報の提供 金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象<u>地域</u>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。県は、市町に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。</p> <p>(5) (略) 10～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p>(4) 補足情報の提供 金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象<u>区域</u>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象<u>地区</u>をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。県は、市町に対し、これらの基準及び<u>対象地区</u>の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。</p> <p>(5) (略) 10～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 榑川</p> <p>国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター</p> <p>国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課</p> <p>河川情報センター</p> <p>小松出張所</p> <p>種管等操作員 小松市</p> <p>小松市道路河川課</p> <p>能美市土木課</p> <p>石川県南加賀土木総合事務所</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>北陸電力勝手取発電管理所</p> <p>石川県土木部河川課</p> <p>赤瀬ダム管理事務所</p> <p>警察本部警備課</p> <p>総務省消防庁</p> <p>石川県危機管理監室危機対策課</p> <p>NHK金沢放送局報道部</p> <p>関係市町</p> <p>マスコミ各社 一般へ周知</p> <p>※ (警報のみ)</p> <p>NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 防災情報提供システム 気象情報伝送処理システム</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第6節～第11節 (略)</p>	<p>(2) 榑川</p> <p>国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター</p> <p>国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課</p> <p>河川情報センター</p> <p>小松出張所</p> <p>種管等操作員 小松市</p> <p>小松市道路河川課</p> <p>能美市土木課</p> <p>石川県南加賀土木総合事務所</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>北陸電力勝手取発電管理所</p> <p>石川県土木部河川課</p> <p>赤瀬ダム管理事務所</p> <p>警察本部警備課</p> <p>総務省消防庁</p> <p>石川県危機管理監室危機対策課</p> <p>NHK金沢放送局報道部</p> <p>※ (警報のみ)</p> <p>NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第6節～第11節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 避難誘導 1～7 (略)</p> <p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第12節 避難誘導 1～7 (略)</p> <p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u>災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。<u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>県及び市町は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div> <p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (略) ○ 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div> <p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p>サ 女性や子ども等の安全の配慮</p> <p><u>避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>サ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、<u>旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>シ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合は、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。</u></p> <p>イ <u>県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>シ ホテル・旅館等の活用 市町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、<u>ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>ス～セ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>県は、被災地区の市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u></p> <p>イ <u>県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求める。なお、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</u></p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。 イ～エ (略) (4) (略) 10～11 (略)</p> <p>第13節 要配慮者の安全確保 1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。 2～5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班(こころのケアチーム)等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略) 4～12 (略)</p>	<p>(3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ～エ (略) (4) (略) 10～11 (略)</p> <p>第13節 要配慮者の安全確保 1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。 2～5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。 オ～カ (略) (3)～(10) (略) 4～12 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考													
<p>第15節～第20節（略）</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 電力施設</p> <p>北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調</p> <p>被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(8)（略）</p>	<p>第15節～第20節（略）</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 電力施設</p> <p>北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 県、市町及び防災関係機関との協調</p> <p>被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p>大規模災害時における相互連携に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1167 901 1942 1015"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4.2.28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(8)（略）</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第22節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 (ア) (略) <u>(新設)</u></p> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p>	<p>第22節 公共土木施設等の応急対策 1～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 (ア) (略) <u>(イ) 災害時における電気自動車の支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 528 1917 644"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石</td> <td>川 県</td> <td>R3.12.6</td> <td>076-291-5200 050-3545-6012</td> <td>076-291-0305 076-221-7731</td> </tr> </tbody> </table> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略) (2) (略) 4～5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石	川 県	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石	川 県	R3.12.6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731								

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第27節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第28節 心のケア活動 1 (略)</p>	<p>第27節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略) <u>災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1050 1962 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第28節 心のケア活動 1 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510								

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、<u>災害時精神保健医療活動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。</u></p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領</u>」を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制</u></p> <p>県は、必要に応じて、<u>県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</u></p> <p>4 <u>精神保健医療班活動</u></p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p><u>精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第30節～第36節 (略)</p>	<p>2 実施体制</p> <p>(1) 県</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、<u>石川DPATの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u></p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</u>」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>石川DPAT派遣体制</u></p> <p>県は、<u>必要があると認められた場合は、石川DPAT指定機関に対して石川DPATの出勤を要請し、被災地へ派遣する。</u></p> <p>4 <u>石川DPAT活動</u></p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p><u>石川DPATは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を被災地へ派遣する。</u></p> <p><u>カ～キ (略)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第30節～第36節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。</u></p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 (略)</p>	

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 719 655">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>3</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1402 459 1697 655">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支店)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、株式会社 NTT ドコモ(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、日本通運株式会社(金沢支店)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、日本郵便株式会社(北陸支社)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支店)、KDDI 株式会社(北陸総支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、株式会社 NTT ドコモ(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、日本通運株式会社(金沢支店)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、日本郵便株式会社(北陸支社)、北陸電力株式会社(石川支店)及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、<u>楽天モバイル株式会社(金沢支社)</u>、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</p> <p>エ～オ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	<p>(2) 基本理念</p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	

現 行		修 正 案	備 考																							
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>		<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> <td></td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	株式会社NTTド コモ(北陸支社)	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	株式会社NTTド コモ(北陸支社)	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))	楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																									
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> <td></td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	株式会社NTTド コモ(北陸支社)		ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))																		
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																									
KDDI株式会社 (北陸総支社)																										
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																										
株式会社NTTド コモ(北陸支社)																										
ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))																										
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																									
指 定 公 共 機 関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (金沢支店)</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (北陸総支社)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTド コモ(北陸支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)</td> <td></td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 	KDDI株式会社 (北陸総支社)	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	株式会社NTTド コモ(北陸支社)	ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))	楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)																		
西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 																									
KDDI株式会社 (北陸総支社)																										
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)																										
株式会社NTTド コモ(北陸支社)																										
ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))																										
楽天モバイル 株式会社 (金沢支社)																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略)</p> <p>4 気象 冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地域で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。</p> <p>(1) 降積雪の状況 金沢地方気象台における観測開始以来(1891年：明治24年～)の最深積雪及び降雪量の状況は、下表のとおりである。</p> <p>※1 「年」の区分は寒候期(前年11～当該年3月)による。</p> <p>※2 平年値は、<u>1981年～2010年</u>の30年平均値である。 平年値最深積雪 <u>44</u> cm 平年値降雪量 <u>281</u> cm</p> <p>5 社会的要因とその変化 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>第4節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略)</p> <p>4 気象 冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地域で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。</p> <p>(1) 降積雪の状況 金沢地方気象台における観測開始以来(1891年：明治24年～)の最深積雪及び降雪量の状況は、下表のとおりである。</p> <p>※1 「年」の区分は寒候期(前年11～当該年3月)による。</p> <p>※2 平年値は、<u>1991年～2020年</u>の30年平均値である。 平年値最深積雪 <u>32</u> cm 平年値降雪量 <u>157</u> cm</p> <p>5 社会的要因とその変化 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時に</u>要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時に</u>、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(7) 新たな感染症への対策 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(7) 新たな感染症への対策 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>(8) 情報通信技術の発達 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 (1) (略) (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 ア～エ (略) オ <u>乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々に対する配慮</u> カ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 普及の内容 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> エ～カ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>5～7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 (1) (略) (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 ア～エ (略) オ <u>要配慮者に対する配慮</u></p> <p>カ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 普及の内容 ア～ウ (略) エ <u>除雪作業中の事故防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法</u> オ～キ (略) ク <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ケ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>5～7 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1～2 (略) 3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="129 376 1025 616"> <tr> <td data-bbox="129 376 174 616">雪害時の心得</td> <td data-bbox="174 376 1025 616"> <p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。 なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>第3節 (略)</p>	雪害時の心得	<p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1～2 (略) 3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1111 376 2007 727"> <tr> <td data-bbox="1111 376 1155 727">雪害時の心得</td> <td data-bbox="1155 376 2007 727"> <p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、<u>災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u> (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> </td> </tr> </table> <p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。 なお、市町は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u> <u>さらに、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第3節 (略)</p>	雪害時の心得	<p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、<u>災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u> (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>	
雪害時の心得	<p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>					
雪害時の心得	<p>(略) ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、<u>災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</u> (略) ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、冬期間におけるより実践的な防災訓練の継続的な実施に努める。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、降積雪時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4節</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>防災ボランティアの活動環境として</u>、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>研修や訓練の制度</u>、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための意見交換</u>を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう</u>、冬期間におけるより実践的な防災訓練の継続的な実施に努める。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、降積雪時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(13) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(13) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(14) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(5) (略) (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>エ～オ (略) (7) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>ウ (略) (8)～(14) (略) (15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>(14) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(5) (略) (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在が可能となるよう</u>、他の地方公共団体との応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど</u>、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略) (7) 受援計画の策定等 ア (略) イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員等の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略) (8)～(14) (略) (15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の視点から、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 <u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第9節 道路等の交通確保対 1～2 (略)</p> <p>3 国道、県道等の交通確保 (1) 冬期道路交通の確保 国土交通省、中日本高速道路(株)、石川県、市町の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目的として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。 また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路(株)、県及び市町は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 人材確保方策 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 <u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 <u>また各機関が横断的に共有すべき防災情報をS I P 4 D (基盤的防災情報流通ネットワーク) に集約できるよう努める。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第9節 道路等の交通確保対 1～2 (略)</p> <p>3 国道、県道等の交通確保 (1) 冬期道路交通の確保 国土交通省、中日本高速道路(株)、石川県、市町の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目的として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。 また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路(株)、県及び市町は、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4～6（略）</p> <p>第10節（略）</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～カ（略）</p>	<p>4～6（略）</p> <p>第10節（略）</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u>防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア <u>避難者</u>等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、<u>避難者</u>等を受け入れ、又は生活関連物資を<u>避難者</u>等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ～カ（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>サ～セ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、</u>医薬品、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーティション等</u>避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>(略) 災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1102 746 2011 826"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県テントシート工業組合</td> <td>R3.9.1</td> <td>076-291-2730</td> <td>076-292-0809</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、<u>避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</u></p> <p>サ～セ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県テントシート工業組合	R3.9.1	076-291-2730	076-292-0809								

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～7（略） <u>（新設）</u></p> <p>第12節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実に努める。</p>	<p>3 二次避難支援体制の整備 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4～7（略） 8 情報連絡体制の整備 <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第12節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、<u>難病等の患者</u>、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実に努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</u></p> <p>市町は、市町地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、</u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の</u>連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供</p> <p>市町は、<u>市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定</p> <p><u>市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス提供者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。</u></p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした<u>避難支援プラン</u>の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等</p> <p><u>ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p>特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした<u>個別避難計画</u>の全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>また、<u>個別避難計画</u>については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>イ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>ウ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</u></p> <p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。<u>その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>エ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p>(3) ~ (8) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(10) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>被災者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。</p> <p>市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策</p> <p>(1) 管理、保全及び防災組織体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p>	<p>(9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>災害時において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(10) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>避難者の</u>生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。</p> <p>市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策</p> <p>(1) 管理、保全及び防災組織体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第14節～第15節（略）</p> <p>第16節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第14節～第15節（略）</p> <p>第16節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、<u>精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は</u>日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</p> <p>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 ところのケア実施体制の整備 (1) 県 <u>(新設)</u></p> <p>ア 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえたところのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ 県は、<u>県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備 <u>災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、<u>精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>第17節～第22節（略）</p> <p>第23節 公共施設災害予防 1～2（略）</p>	<p>2 ところのケア実施体制の整備 (1) 県 ア 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員を有する病院を石川DPAT指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。</u></p> <p>イ 県は、被災者へのところのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 災害時精神科医療体制の整備 (1) 県は、<u>次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u></p> <p>ア <u>医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u></p> <p>イ <u>精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u></p> <p>ウ <u>DPATの派遣機能</u></p> <p>(2) 県は、<u>災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u></p> <p>(3) 県は、<u>発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u></p> <p>4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等を踏まえながら、<u>石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>第17節～第22節（略）</p> <p>第23節 公共施設災害予防 1～2（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考													
<p>3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2) (略) <u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 520 1975 647"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石 川 県</td> <td>北陸電力株式会社</td> <td rowspan="2">R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電株式会社	076-202-6983	076-233-8892	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX											
石 川 県	北陸電力株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755											
	北陸電力送配電株式会社		076-202-6983	076-233-8892											

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(新設)</p> <p>ノ～ハ (略) (7)～(8) (略) 11～12 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置 1～3 (略) 4 県及び市町の委員会並びに委員の応急措置 (1) 県の委員会又は委員は、県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は、地域防災計画の定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施する(災害対策基本法第70条第2項)。 (2) 市町地域防災計画には、市町の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。 市町の委員会又は委員、市町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町地域防災計画の定めるところにより、市町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市町長の実施する応急措置に協力しなければならない(災害対策基本法第62条第2項)。</p> <p>5 (略)</p>	<p>ヒ 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定 (本章第29節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1140 256 1962 352"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>フ～ミ (略) (7)～(8) (略) 11～12 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置 1～3 (略) 4 県及び市町の委員会並びに委員の応急措置 (1) 県の委員会又は委員は、県の地域に係る災害時は、法令又は、地域防災計画の定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施する(災害対策基本法第70条第2項)。 (2) 市町地域防災計画には、市町の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。 市町の委員会又は委員、市町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町の地域に係る災害時は、市町地域防災計画の定めるところにより、市町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市町長の実施する応急措置に協力しなければならない(災害対策基本法第62条第2項)。</p> <p>5 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510								

現 行	修 正 案	備 考
<p>6 被害の発生及び拡大防止体制</p> <p>(1) 第1段階(当事者体制)</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。</p> <p>このために、市町はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>ア (略)</p>	<p>6 被害の発生及び拡大防止体制</p> <p>(1) 第1段階(当事者体制)</p> <p>災害時において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。</p> <p>このために、市町はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>ア (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																								
<p>イ 警報等の基準</p> <p>各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(令和元年10月30日現在)</p> <p>注1)“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。 注2)データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。 注3)“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。 注4)50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注5)大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p> <table border="1" data-bbox="125 432 770 619"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪深(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>83</td><td>110</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>136</td><td>181</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>137</td><td>159</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>87</td><td>74</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>265</td><td>308</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>231</td><td>246</td></tr> </tbody> </table> <p>https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun.html</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支援要請</p> <p>市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定(平成26年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) 支援要請の要件</p> <p>県は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等</p> <p>1～5 (略)</p>	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	83	110	石川県	金沢	136	181	石川県	珠洲	137	159	石川県	七尾	87	74	石川県	白山河内	265	308	石川県	加賀菅谷	231	246	<p>イ 警報等の基準</p> <p>各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(令和3年10月28日現在)</p> <p>注1)“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。 注2)データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。 注3)“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。 注4)50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注5)大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p> <table border="1" data-bbox="1106 432 1751 619"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪深(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>85</td><td>110</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>136</td><td>181</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>140</td><td>159</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>89</td><td>74</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>266</td><td>308</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>234</td><td>246</td></tr> </tbody> </table> <p>https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun.html</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支援要請</p> <p>市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定(平成26年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) 支援要請の要件</p> <p>県は、<u>災害時</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等</p> <p>1～5 (略)</p>	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	85	110	石川県	金沢	136	181	石川県	珠洲	140	159	石川県	七尾	89	74	石川県	白山河内	266	308	石川県	加賀菅谷	234	246	
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																							
石川県	輪島	83	110																																																							
石川県	金沢	136	181																																																							
石川県	珠洲	137	159																																																							
石川県	七尾	87	74																																																							
石川県	白山河内	265	308																																																							
石川県	加賀菅谷	231	246																																																							
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																							
石川県	輪島	85	110																																																							
石川県	金沢	136	181																																																							
石川県	珠洲	140	159																																																							
石川県	七尾	89	74																																																							
石川県	白山河内	266	308																																																							
石川県	加賀菅谷	234	246																																																							

現 行	修 正 案	備 考
<p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。</p> <p>県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>7 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。</p> <p>また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。</p> <p>なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、<u>雪崩災害の危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。</p> <p>県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>7 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。</p> <p>なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。<u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>県及び市町は、被災地において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設等の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</p> <p>○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</p> </div> <p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>サ 旅館・ホテル等の活用</p> <p>市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、<u>旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>シ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設等の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</p> <p>○ 避難者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</p> </div> <p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</u></p> <p><u>サ 女性や子ども等の安全の配慮</u></p> <p><u>避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>シ ホテル・旅館等の活用</p> <p>市町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、<u>ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>ス～セ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。</u></p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。</u></p> <p>イ <u>県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>8 広域避難対策</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>県は、被災地区の市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</u></p> <p>イ <u>県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求める。なお、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</u></p> <p>ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>エ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第14節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班(こころのケアチーム)等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>	<p>(3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第14節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(エ) (略) (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第16節～第21節（略）</p> <p>第22節 生活必需品の供給 1～2（略）</p> <p>3 生活必需品等の確保 （1）必要量の把握 ア（略） イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>ウ（略） （2）（略） 4～5（略）</p> <p>第23節 心のケア活動 1（略） 2 実施体制 （1）県 ①（略） ②<u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動（このころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。</u></p> <p>③（略） （2）（略）</p> <p>3 <u>精神保健医療班（このころのケアチーム）派遣体制</u> 県は、<u>必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</u></p>	<p>第16節～第21節（略）</p> <p>第22節 生活必需品の供給 1～2（略）</p> <p>3 生活必需品等の確保 （1）必要量の把握 ア（略） イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>ウ（略） （2）（略） 4～5（略）</p> <p>第23節 心のケア活動 1（略） 2 実施体制 （1）県 ①（略） ②必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、<u>石川DPATの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u></p> <p>③（略） （2）（略）</p> <p>3 <u>石川DPAT派遣体制</u> 県は、<u>必要があると認めた場合は、石川DPAT指定機関に対して石川DPATの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 精神保健医療班活動</p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p>精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p>	<p>4 石川DPAT活動</p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p>石川DPATは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</u></p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第29節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送</p> <p>復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。</p> <p>災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p> <p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	<p>第29節 輸送手段の確保 1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送</p> <p>復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。</p> <p>災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p> <p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 1011 1962 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>(公社) 石川県バス協会</td> <td>R4. 3. 2</td> <td>076-225-7560</td> <td>076-225-7510</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石 川 県	(公社) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510								

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 5 節 被災者への支援</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。</u></p> <p>第 6 節～第 9 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 3 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 5 節 被災者への支援</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 制度の周知 <u>県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第 6 節～第 9 節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (略)</p>	

石川県地域防災計画(事故災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 719 655">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1402 459 1697 655">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="409 209 712 240">第1章～第2章（略）</p> <p data-bbox="376 320 763 352">第3章 鉄道災害対策計画</p> <p data-bbox="91 400 237 432">第1節（略）</p> <p data-bbox="91 475 360 539">第2節 災害予防対策 （略）</p> <p data-bbox="120 552 282 584">◎ 実施事項</p> <p data-bbox="98 592 185 624">1（略）</p> <p data-bbox="98 628 282 660">2 鉄道事業者</p> <p data-bbox="107 665 344 697">（1）～（7）（略）</p> <p data-bbox="107 702 197 734"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="91 815 237 847">第3節（略）</p> <p data-bbox="409 922 712 954">第4章～第7章（略）</p>	<p data-bbox="1391 209 1693 240">第1章～第2章（略）</p> <p data-bbox="1357 320 1744 352">第3章 鉄道災害対策計画</p> <p data-bbox="1072 400 1218 432">第1節（略）</p> <p data-bbox="1072 475 1341 539">第2節 災害予防対策 （略）</p> <p data-bbox="1102 552 1263 584">◎ 実施事項</p> <p data-bbox="1079 592 1167 624">1（略）</p> <p data-bbox="1079 628 1263 660">2 鉄道事業者</p> <p data-bbox="1088 665 1326 697">（1）～（7）（略）</p> <p data-bbox="1088 702 2029 766"><u>（7）新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づき、車両避難等の措置を講ずる。</u></p> <p data-bbox="1072 815 1218 847">第3節（略）</p> <p data-bbox="1391 922 1693 954">第4章～第7章（略）</p>	